

豊商事株式会社

平成22年3月期版（2010年度版）

—目 次—

	本表紙
はじめに	1
1. 会社の概況	3
① 会社名等	別添「第54期事業年度有価証券報告書 (以下、『有報』といふ。)」参照(表紙に記載)
② 会社の沿革	「有報」参照(5頁に記載)
③ 会社の目的	3
④ 事業の内容 (経営組織)	「有報」参照(6頁から8頁に記載) 5
⑤ 営業所の状況	6
⑥ 財務の概要	「有報」参照(3頁に記載)
(a) 資本金	
(b) 純資産額	
(c) 総資産額	
(d) 営業収益	
(e) 経常利益	
(f) 当期純利益	
⑦ 発行済株式総数	「有報」参照(3頁並びに24頁及び25頁に記載)
⑧ 主要株主名	「有報」参照(26頁に記載)
⑨ 役員の状況	「有報」参照(30頁から32頁までに記載)
⑩ 従業員の状況	7 「有報」参照(9頁に記載)
2. 営業の状況	7
① 営業方針	7
② 当社及び当業界を取り巻く環境	「有報」参照(10頁及び11頁に記載)
③ 営業の経過及び成果	「有報」参照(10頁から15頁までに記載)
④ 対処すべき課題	「有報」参照(16頁に記載)
⑤ 受託業務管理規程	9
⑥ 外務員の登録状況	18
⑦ 委託者数	18
⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項	19
3. 経理の状況	21
① 貸借対照表	「有報」参照(82頁から84頁までに記載)
② 損益計算書	「有報」参照(85頁及び86頁に記載)
③ 株主資本等変動計算書	「有報」参照(87頁及び88頁に記載)
④ 重要な会計方針等	「有報」参照(89頁から92頁までに記載)
⑤ 注記事項	「有報」参照(93頁から101頁までに記載)
⑥ 監査報告書	「有報」参照(116頁に記載)

⑦ 財務比率	22
(a) 純資產額規制比率	22
(b) 純資產額資本金比率	22
(c) 自己資本資本金比率	22
(d) 自己資本比率	22
(e) 修正自己資本比率	22
(f) 負債比率	22
(g) 流動比率	22

【はじめに】

本報告書は、平成 22 年 3 月期（平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月）における当社の会社の概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものであります。

《主な記載項目について》

1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しております。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しております。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しております。
「財務の概要」	平成 22 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しております。
「主要株主名」	所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しております。
「役員の状況」	当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しております。
「従業員の状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しております。

2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特色等について記載しております。
「当社及び当業界を取り巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しております。
「営業の経過及び成果」	当社の平成 22 年 3 月期における業績について記載しております。
「対処すべき課題」	当社が対処すべき今後の課題等について記載しております。
「受託業務管理規程」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規程を記載しております。

3. 経理の状況

「財務比率」

（a）純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額 (*)}}{\text{リスク額 (*)}} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。

* 「リスク額」とは、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を決了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条により算出したものであります。

- * 「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{自己資本}} \times 100$$

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

- * 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

- * 「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいづれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額} (*)} \times 100$$

* 純資産額と負債合計額を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

「有報」表紙に記載しております。

② 会社の沿革

「有報」5頁に記載しております。

③ 会社の目的

1. 商品取引所法に基づく商品先物取引市場（外国先物取引市場を含む。）における上場商品及び上場商品指数の先物取引（先物オプション取引を含む。）（以下「商品市場における取引」という。）
2. 商品市場における取引の委託の媒介、取次及び代理
3. 次の物品に関する売買、仲立、代理及び輸出入
 - イ. 農産物、食料品、砂糖、繭糸、綿糸、綿花、毛糸、原毛、纖維製品及び花卉
 - ロ. 金、銀、プラチナ、パラジウム及びその他の貴金属
 - ハ. 銅・アルミ等非鉄金属
- ニ. 生ゴム、ゴム、木材及び合板
- ホ. 原油、ナフサ及び石油製品
4. 金融商品取引法に基づく金融先物取引市場（外国金融先物取引市場を含む。）における上場商品の金融先物取引等並びに当該取引等の委託の媒介、取次及び代理
5. 有価証券、金利及び為替に係る売買（先物売買を含む。）並びに売買の媒介、取次及び代理

6. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売並びに商品投資顧問業
7. 金融商品取引法に定める証券仲介業
8. 投資に関するセミナー・教室の運営及びコンサルティング業務
9. 不動産の売買、賃貸及び管理業
10. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
11. ホテル、旅館等宿泊施設の経営並びに旅行代理店業
12. 労働者派遣事業
13. 情報処理・情報提供サービス並びに出版業務
14. 前号各号に付帯する一切の業務

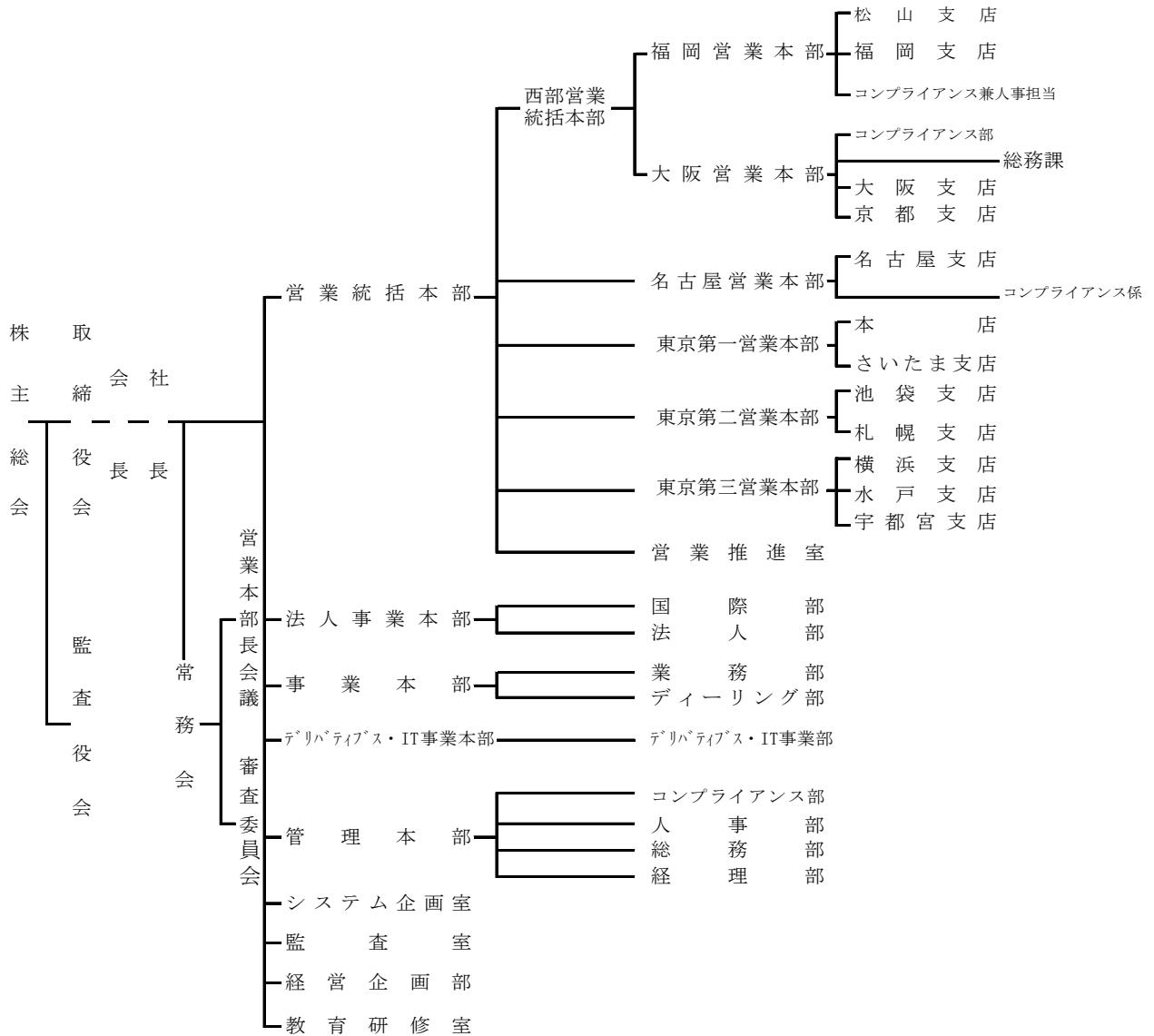
(注) 上記のうち____線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

「有報」6頁から8頁までに記載しております。

なお、経営組織については次頁（本表紙5頁）に記載しております。

経営組織図 ((平成22年6月29日現在))



⑤ 営業所の状況（平成 22 年 6 月 29 日現在）

店舗の名称	所 在 地	電 話 番 号
本 社	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目 16 番 12 号	03(3667)5211
札幌支店	〒060-0061 札幌市中央区南一条西十丁目 6 番地	011(261)1361
宇都宮支店	〒320-0026 栃木県宇都宮市馬場通り二丁目 1 番 1 号	028(637)3511
水戸支店	〒310-0021 茨城県水戸市南町二丁目 5 番 24 号	029(221)2166
さいたま支店	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町一丁目 9 番 4 号	048(649)8711
池袋支店	〒171-0022 東京都豊島区南池袋一丁目 25 番 9 号	03(3986)5621
横浜支店	〒220-0004 横浜市西区北幸二丁目 10 番 36 号	045(322)6951
名古屋支店	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目 20 番 14 号	052(581)0551
京都支店	〒604-8162 京都市中京区烏丸通六角下る七觀音町 640 番地	075(221)8700
大阪支店	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町二丁目 5 番 28 号	06(6245)8000
松山支店	〒790-0003 愛媛県松山市三番町七丁目 1 番地 21	089(932)4411
福岡支店	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南一丁目 8 番 36 号	092(474)7421

⑥ 財務の概要

以下の項目 ((b) 純資産額を除く) について「有報」3 頁に記載しております。

- (a) 資本金
- (b) 純資産額 *
- (c) 総資産額
- (d) 営業収益
- (e) 経常利益
- (f) 当期純利益

* 「純資産額」は、10,248,928 千円であります。なお、「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

「有報」3頁並びに24頁及び25頁に記載しております。

⑧ 主要株主名

「有報」26頁に記載しております。

⑨ 役員の状況

「有報」30頁から32頁までに記載しております。

⑩ 従業員の状況

	合計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	362人	302人	60人	242人	120人
平均年齢	37.1歳	38.5歳	29.8歳	36.2歳	38.8歳
平均勤続年数	10.0年	11.1年	4.4年	9.8年	10.3年
登録外務員数	275人	260人	15人	—	—

* 従業員数の状況については、「有報」にも記載しておりますので、「有報」9頁をご参照ください。

2. 営業の状況

① 営業方針

経営の基本方針

当社は、公正な価格決定機能等を有する商品市場機構の一構成員として、商品先物取引業の経済的、社会的役割を認識し、それに基づいて市場参加者（投資者）の信頼と期待に応えるべく事業運営を推進したいと考えております。

このような観点から、当社は「お客様に信頼される営業活動」を基本方針に掲げており、今後もさらにこれを継続し、一層充実したものとして次のような営業活動を展開していく方針であります。

第一に、良質で鮮度のある情報を迅速かつ的確にお客様に提供することであります。大手商社や海外の関係会社等（シンガポール等）から入手した情報と他のルートからの情報を一元的に収集・分析し、インターネットを通じてお客様に提供しておりますが、さらに一層充実したものにいたします。

第二に、お客様のニーズに応じた商品の提供であります。お客様の資産運用方法に従い「ユタカ・インデックス・ファンド」「金庫番」「プラチナ俱楽部」等のストック型新商品、個人の為替取引を可能にしたインターネット・i・モードによる外国為替証拠金取引「e-kawase」を開発・販売するなど、今後とも引き続き新商品を提供してまいります。

第三にお客様に総合的企画提案のできる社員をより多く育成しさらに一層レベルアップしてまいります。

当社は、このように「お客様重視の営業」を経営方針としてこれからも継続してまいりたいと考えております。

目標とする経営指標

当社グループは、企業価値の拡大を通して株主の皆様へ安定した配当を継続、維持することを基本理念として掲げており、具体的には1株当たり7.50円を堅持する方針であり、業績の状況により一層の利益還元に努めて参りたいと考えております。また、純資産額規制比率や自己資本規制比率の充実及び顧客の預り資産口座数等の拡大に向けて取り組んでおります。

中長期的な会社の経営戦略

ここ数年、商品先物業界を取り巻く状況は、大きく変化しております。まさに激動する経営環境下において当社グループは、収益の安定的確保を図るべく収益の多角化（商品先物とその他金融商品との収益比率割合5：5を目標）を更に推進するとともに、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織、人材の育成等経営基盤の強化に努め、企業価値を高めるべくその最大化の実現に向けて努力する所存であります。

配当政策

「有報」29頁に記載しております。

コーポレート・ガバナンスの状況等

「有報」33頁から40頁までに記載しております。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

「有報」10頁及び11頁に記載しております。

③ 営業の経過及び成果

「有報」10頁から15頁までに記載しております。

④ 対処すべき課題

「有報」16頁に記載しております。

なお、[事業等のリスク]については「有報」16頁から18頁に、[財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析]については「有報」19頁から21頁に、それぞれ記載しております。

⑤ 受託業務管理規程

(目的)

第1条 この規程は、豊商事株式会社（以下、「当社」という。）が委託者に対する受託業務の適正な運用を図るために必要な事項を定めるものである。

(管理部門の責任者及び担当者の選任)

第2条 この規程の円滑な運用を図るため、本店及び支店に以下の者を置く。

（1）管理統括責任者

（2）コンプライアンス部責任者

（3）コンプライアンス部副責任者

（4）コンプライアンス部担当者

2. 管理統括責任者は、取締役管理本部長とする。

3. コンプライアンス部責任者は、本店及び大阪支店のコンプライアンス部長とする。

4. コンプライアンス部副責任者はコンプライアンス部副部長とする。

5. コンプライアンス部担当者は、以下の者とする。

（1）管理本部コンプライアンス部員

（2）大阪営業本部コンプライアンス部員

（3）各営業本部のコンプライアンス部門担当者

(管理統括責任者の職務)

第3条 管理統括責任者は、コンプライアンス部責任者及びコンプライアンス部担当者を指揮して本店及び支店のすべての管理業務を統括するものとする。

(コンプライアンス部責任者の職務)

第4条 コンプライアンス部責任者は、各支店に対して以下の職務を行うものとする。

（1）以下の場合に、支店責任者及び担当外務員にその旨を指摘して、委託の勧誘及び受託の中止等を含む適切な措置を講ずるとともに、当該措置を管理統括責任者に報告すること

- ① 見込客調査又は当社が定める書式による必要事項を記載した「お客様カード」（以下、申込書という。）、若しくは委託者調査を精査し、見込客又は委託者が第10条に規定する商品先物取引不適格者に該当し若しくは商品先物取引の適格性を欠くと判断した場合
- ② 委託の勧誘の方法又は内容が不適当であったと判断した場合

- (3) 委託者の取引状況に異常を認めた場合
 - (2) 受託契約準則に定める取引証拠金預託の特例取扱いの申出に対して、その内容を精査して特例取扱いの可否を決定すること
 - (3) 委託者の商品先物取引に関する理解度及び売買状況を的確に把握し、必要に応じて委託者からの受託について中止等の制限を外務員を通じて、委託者に指示すること
 - (4) 委託者の売買状況の精査又は担当外務員からの報告の徴求により委託者の取引受託状況を把握し、支店責任者に適切な指導を行うこと
 - (5) 委託者の取引内容に異常又は異常な兆候が認められる場合には、当該委託者に対して迅速かつ適切な措置を講ずること
 - (6) 各外務員の受託業務について、第7条に違反する事実が認められる場合には、当該外務員に対して迅速かつ適切な措置を講ずること
 - (7) 両コンプライアンス部責任者は、連絡を密に取り合い、全店の管理業務が円滑に行われるようすること
2. 第9条に定める「受託業務管理規程に係る社内審査細則」の第3条から第8条までの各条の審査において、管理統括責任者の不在等やむをえない事情がある場合は、その業務を代理できるものとする。
3. 前項の代理業務を行ったコンプライアンス部責任者は、速やかに管理統括責任者に報告するとともに、その承認を受けるものとする。

(コンプライアンス部副責任者の職務)

第5条 コンプライアンス部副責任者は、コンプライアンス部責任者の補佐をし、管理業務を行うものとする。

- 2. 第9条に定める「受託業務管理規程に係る社内審査細則」の第3条第3項の業務において、コンプライアンス部責任者の不在等やむをえない事情がある場合は、その業務を代理できるものとする。
- 3. 前項の代理業務を行ったコンプライアンス部副責任者は、速やかにコンプライアンス部責任者に報告するとともに、その承認を受けるものとする。

(コンプライアンス部担当者の職務)

第6条 コンプライアンス部担当者は、コンプライアンス部責任者の補佐をし、各担当支店の管理業務を行うものとする。

(受託業務における禁止事項)

第7条 商品先物取引の委託の勧誘又は受託を行うにあたっては、以下に規定される禁止行為を行ってはならない。

- (1) 商品取引所法及び同法施行規則
- (2) 受託契約準則

(3) 日本商品先物取引協会の受託等業務に関する規則

(違反者に対する制裁)

第8条 前条に違反した者については、就業規則、外務員についての補則及び歩合給社員規程により懲戒するものとする。

(社内審査手続き)

第9条 商品先物取引不適格者の参入を防止するため、第12条第3項に規定する申込書に基づき、適合性の審査を行うものとし、当該審査を終えるまでは約諾書の差入れ、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、その審査手続き及び審査基準等については、別に定める「受託業務管理規程に係る社内審査細則」(以下「細則」という。) 第2条によるものとする。

2. 前項の審査の結果については、細則第11条に基づき報告書を作成し保存するものとする。

(商品先物取引不適格者の参入防止等)

第10条 次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人
- (2) 「生活保護法」の被適用者、及びその世帯に属する者
- (3) 精神上の障害、認知症、知的障害等の認められる者、又は事理を弁識する能力を欠き、若しくはその能力が著しく不十分な者
- (4) 破産者で復権を得ていない者
- (5) 元本欠損及び元本以上の損失のおそれのある取引を行いたくない者
- (6) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱す虞があると考えられる者
- (7) これらに準ずる者であって、商品先物取引への参加が不適格であると考えられる者

2. 次の各号の一に該当する者に対しては、原則として、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、細則第3条、第5条に定める要件を満たした場合、もしくは第2号については、平成17年4月28日現在既に当社で取引のある者はこの限りではない。

- (1) 年金、恩給、退職金又は社会保険給付等による収入が収入全体の過半を占める者
- (2) 税込年収が500万円未満の者
- (3) 75歳以上の高齢者

3. 第1項第3号ないし第7号に該当するか否かの判断は、管理統括責任者の責任において行うものとする。

4. 取引開始時において第1項第3号ないし第7号に該当しないと判断された者であっても、その後に同号に該当するものと管理統括責任者が判断する場合には、それ以後において商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。
5. 加齢により第2項第3号に該当することとなった既存の委託者で、細則第4条の基準を満たさない場合は、それ以後において商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。
6. 75歳未満の者であっても70歳以上の高齢者については、コンプライアンス部担当者が直接面談し、次の各号を満たしているかを審査する。
 - (1) 商品取引の仕組み及びリスクについて理解していること
 - (2) 商品取引のレバレッジ効果について理解していること
 - (3) 商品取引が自己責任の取引であることを理解していること
 - (4) 認知症の兆候がないこと
 - (5) 投資可能資金額が今後の生活に支障のない範囲で定められていること
7. 取引開始時において商品先物取引への参加が適格であると認められた者であっても、その後に当該参加が不適格であると管理統括責任者が認めた場合には、それ以後において商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。

(勧誘時における禁止事項)

第11条 外務員は、商品先物取引の委託の勧誘に際して、以下に掲げる事項について禁止する。

- (1) 商品先物取引をするための借入の勧誘を行うこと
2. 勧誘を行おうとする顧客に対し、以下の各号に該当する迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘を行ってはならない。ただし、勧誘を受ける顧客より、事前に具体的な指示または承諾があった場合はこの限りではない。
 - (1) 深夜、早朝等迷惑な時間帯に電話または訪問による勧誘を行うこと
 - (2) 勧誘を受ける顧客の意思に反して長時間にわたる勧誘を行うこと
 - (3) 威迫し困惑させまたは不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと
 - (4) 勧誘を受ける顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘を行うこと

(勧誘に際しての留意事項)

第12条 外務員は、商品先物取引の委託の勧誘に際して、以下のことをしなければならない。

- (1) 当社の名称及び商品先物取引の委託の勧誘である旨を告知すること
- (2) 顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認すること
- (3) 日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」を遵守すること
- (4) 商品先物取引の委託の勧誘に先立ち、受託契約準則及び「商品先物取引—委託のガイド」等の必要書類を

交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うこと。なお、理解の確認に当たっては、まず①及び②については「事前説明確認書」により行い、その後、その他の事項について「受領書」によりその理解の確認を行うものとする。

- ① 商品先物取引は、その担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～40倍にもなるレバレッジ性の高い取引を行うものであること。
- ② 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- ③ 取引証拠金等の制度、種類及びその発生の仕組等に関する事項
- ④ 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
- ⑤ 相場の変動によっては、取引を継続するためには追加的な証拠金を預託する必要があること
- ⑥ 商品取引員の禁止行為に関する事項
- ⑦ その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

2. 効誘を受ける意思のない旨及び委託をする意思のない旨意思表示した顧客があった場合は、直ちに支店責任者に報告し、再効誘防止のためにその者の情報を周知徹底する等、別に定める「効誘拒否者に対する防止措置」に基づき措置するものとする。

3. 商品先物取引の委託を行おうとする者（以下、見込客という。）から、取引の委託を受ける前に、申込書の交付を受けなければならない。

4. 申込書の記載項目は以下のとおりとする。なお、これらの項目について変更があったときはその都度更新し、常に最新の情報による顧客管理に努めるものとする。

(1) 個人取引用

- ①氏名、生年月日、性別、現住所、連絡先
- ②勤務先名、勤務先住所、役職、勤続年数、職務内容、業種
- ③受託契約締結の目的
- ④取引の仕組みの理解に関するアンケート
- ⑤投資可能資金額
- ⑥商品先物取引経験の有無
- ⑦株式等の投資経験の有無
- ⑧税込年収、預貯金、金融資産等の資産状況

(2) 法人取引用

- ①法人名及び代表者名、資本金、年商、事業内容、所在地、連絡先
- ②受託契約締結の目的
- ③取引の仕組みの理解に関するアンケート
- ④投資可能資金額

- ⑤商品先物取引経験の有無
 - ⑥株式等の投資経験の有無
5. 前項の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであり、取引の過程において損失が発生している場合はその額を減額するものである旨を分かり易く説明し、この趣旨を顧客に理解させた上で申告を受けるものとする。
 6. 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引の勧誘は行わないものとする。ただし、委託者から投資可能資金額を超える取引の申し出があった場合は、細則第6条の規定に基づき取り扱うものとする。
 7. 勧誘及び審査の過程で顧客が適合性を有しないことが判明した場合は、直ちに勧誘を中止するものとする。

(見込客調書の作成及び管理)

- 第13条 外務員は、勧誘当初より、知り得た範囲の事実に基づき、見込客調書を作成し、コンプライアンス部責任者の審査を受けるものとする。
2. 前項に定める見込客調書の記載事項については、当社が定める見込客調書の書式によるものとする。
 3. 外務員は、勧誘の過程において顧客が前条第2項の意思表示をした場合は、直ちに勧誘行為を中止し、見込客調書にその旨記載するものとする。
 4. 前項により作成した見込客調書は、作成した外務員の所属営業所課において3年間保持するものとする。
 5. 外務員は、コンプライアンス部責任者が第1項の審査の結果受託が適切であると判断するまでは、見込客から商品先物取引を受託してはならない。
 6. 見込客調書は、作成した外務員の所属営業所課において管理するものとする。

(委託者調書の作成及び管理)

- 第14条 外務員は、商品先物取引を受託する際には、委託者調書を速やかに作成し、コンプライアンス部担当者の確認を受けるものとする。
2. 前項に定める委託者調書の記載事項については、当社が定める委託者調書の書式によるものとする。
 3. 委託者調書は、作成した外務員の所属する営業所課及びコンプライアンス部において管理するものとする。
 4. 外務員が委託者調書に記載した事項を追加し又は訂正する場合には、支店責任者に報告してその承認を得なければならない。
 5. 前項の追加又は訂正については、第3項により営業所課が管理する委託者調書及びコンプライアンス部が管理する委託者調書の双方において行うものとする。

(新規委託者の啓蒙・育成措置)

- 第15条 新規委託者については、担当外務員は、その商品先物取引に関する知識、理解度及び経験等を勘案した上で、

適正な取引の委託が行われるように細心の注意を払うとともに、誠意ある助言をしなければならない。

(未習熟委託者の保護)

第16条 前条の趣旨を徹底させるため、商品先物取引の経験が直近の3年間に延べ90日未満の委託者（以下、「未習熟委託者」という。）については、取引開始日から3ヵ月間は取引習熟期間とし、当該期間における未習熟委託者からの受託については、申込書で申告された投資可能資金額の3分の1の額に相当する取引数量を上限とする保護措置を講ずるものとする。

ただし、その額には取引開始後に発生する追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金等は含まないものとする。

2. 未習熟委託者から第1項の制限を越える取引を希望する申し出があった場合は、細則第8条の規定に基づき取り扱うものとする。

(アンケート調査)

第17条 コンプライアンス部は未習熟委託者の商品先物取引に関する基本的知識の有無や理解度を判定するために、取引習熟期間内に2回程度、アンケート調査を行うものとする。

2. 前項のアンケート調査の内容は、当社が別に定める書式によるものとする。

(取引意思の確認)

第18条 委託者から商品先物取引の受託をする場合には、コンプライアンス部担当者は、申込書の内容について、当該委託者からの確認を取るものとする。

2. 外務員は、委託者からの取引指示に関して、営業日誌又は委託者管理記録にその内容を記載してこれを保持するものとする。

(不正資金流入の防止)

第19条 次の各号の一に該当する者に対しては、管理統括責任者による厳格な管理の下でのみ、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行うものとする。

- (1) 銀行、信用組合、信用金庫、郵便局、農業協同組合、漁業協同組合等の金融機関に勤務する者
(2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭又は有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
(3) 国、地方公共団体、公益法人等の公共機関の金銭又は有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
(4) 民間企業における金銭又は有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
2. 当社は、残高照合通知書を委託者に郵送する際に、属性情報に変更があった場合にはコンプライアンス部（顧客相談窓口）に申し出るよう注意喚起を行ない、委託者から変更の申出があった場合は、第14条の定めに従い、委託者調書を訂正するものとする。

(委託者の疑義等の解明努力)

第20条 取引に関する委託者からの相談又は苦情等については、コンプライアンス部がこれに対応するものとする。

2. 支店責任者及び営業担当者は委託者から取引について苦情の申出を受け若しくは紛議となった場合又はそれらの兆候が認められた場合には、直ちにコンプライアンス部担当者に報告してその指示を受けるものとする。
3. コンプライアンス部担当者は、前項による報告を受けた場合には、その旨をコンプライアンス部責任者を通じて管理統括責任者に報告するとともに、その対応方針を策定してその承認を受けるものとする。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第21条 委託者との間の入金及び出金は、原則として銀行送金により行うものとする。ただし、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については、細則第10条に基づきその都度審査するものとする。

2. 取引証拠金等を現金により受領する場合、或いは現金により返却する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付、若しくはあらかじめ金額を記載した領収書の徴収と同時に行うものとする。
3. 外務員が委託者から現金で入出金したときは、当該外務員以外の役職員が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認するものとする。
4. 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応するものとする。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、各営業本部長又は支店責任者の承認を得るものとする。

(損失補填の禁止)

第22条 当社からの損失補填の申込み、約束及び履行を禁止するとともに、委託者からの当該要求に応えることを禁止する。ただし、損失が当社の違法行為等の事故に起因する場合には、その補填を禁止しないが、主務省令で定められた場合を除いて、当社が補填の申込み、約束、提供を行う前に、主務大臣の事故確認を受けるものとする。

(自己取引部門と受託部門の区分)

第23条 自己取引部門と委託者の注文を取り扱う部門とは厳に区分し、役職員は双方の部門の業務を兼務しないものとする。

(広告宣伝に係る管理)

第24条 受託業務に関する広告及び宣伝については、取締役コンプライアンス部長を広告管理責任者とする。

2. 受託業務に関して広告及び宣伝を行う場合には、日本商品先物取引協会の自主規制規則に定められた原則を遵守しなければならない。

3. 広告管理責任者は、日本商品先物取引協会の「会員の広告等に関する規則」及び、別に定める「広告等に関する審査細則」に基づいて広告及び宣伝の審査を行うものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第25条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

但し、相場の状況等により当社が必要と判断する場合には取引本証拠金の額を一定額増加することがある。

2. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として管理統括責任者を定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保管する。

(制定及び改正)

第26条 この規程の制定及び改正は、取締役会の決議を経て、担当取締役が行うものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第27条 この規程の制定にあたっては、日本商品先物取引協会に届け出るものとし、これを改正した場合も同様とする。

付 則

1. この規程は、平成3年10月24日より施行する。

2. この規程は、平成7年10月26日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成7年11月1日より実施する。

3. この規程は、平成10年8月31日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成10年9月1日より実施する。

4. この規程は、平成11年9月30日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成11年10月1日より実施する。

5. この規程は、平成12年3月31日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成12年4月1日より実施する。

6. この規程は、平成14年12月25日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成15年1月6日より実施する。

7. この規程は、平成15年5月25日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成15年6月6日より実施する。

8. この規程は、平成17年4月28日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成17年5月1日より実

施する。

9. この規程は、平成17年 9月30日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成17年10月 1日より実施する。
10. この規程は、平成19年 9月27日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成19年 9月30日より実施する。
11. この規程は、平成19年12月10日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成19年12月11日より実施する。
12. この規程は、平成22年 1月 6日付をもって一部改正、実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録外務員数	登録抹消外務員数	期末登録外務員数
287人	58人	70人	275人

⑦ 委託者数

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
1, 554人	556人	1, 524人

(8) 苦情、紛争、訴訟に関する事項

当社は、適正な受託業務活動の指導及び監督を行うために管理本部（本社）内に営業組織とは分離した体制でのコンプライアンス部を設置する一方で、各地方における委託者の保護をより緊密に行うことの目的として、各営業本部内にもコンプライアンス専門のスタッフを配属させており、受託業務管理規程（前掲）に基づき、コンプライアンス部の統括管理の下で日常の営業活動に対する迅速かつ適正な管理業務に努めております。

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦 情	紛 争	訴 訟	苦 情	紛 争	訴 訟
相互の話合いによる解決	相互の話合いによる解決	紛争処理機関での解決		相互の話合い中	紛争処理機関で処理中	
当該年度に新規に発生した案件の件数 14件	5件	0件	0件	7件	0件	2件
前年度から継続している案件の件数 15件	6件	3件	1件	2件	0件	3件
合計	11件	3件	1件	9件	0件	5件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、または紛争処理機関に相互の話合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法または弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛 争	訴 訟	紛 争	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 4件	一件	1件	一件	3件
前年度から継続している案件の件数 1件	一件	一件	一件	1件
合計	一件	1件	一件	4件

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴 訟	訴 訟	訴 訟	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 2件	一件		2件	
前年度から継続している案件の件数 9件		1件		8件
合計	1件		10件	

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 7件	5件	2件	一件	一件
前年度から継続している案件の件数 一件	一件	一件	一件	一件
合計	5件	2件	一件	一件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
 2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

「有報」82頁から84頁までに記載しております。

② 損益計算書

「有報」85頁及び86頁に記載しております。

③ 株主資本等変動計算書

「有報」87頁及び88頁に記載しております。

④ 重要な会計方針等

「有報」89頁から92頁までに記載しております。

⑤ 注記事項

「有報」93頁から101頁までに記載しております。

⑥ 監査報告書

「有報」116頁に記載しております。

なお、連結財務諸表等につきましては、「有報」2頁並びに43頁から81頁までに記載しております。また、内部統制報告書及び確認書につきましては、「有報」の最終頁に添付しております。

⑦ 財務比率

諸項目	比率
(a) 純資産額規制比率〔純資産額÷リスク額×100〕	903.8%
(b) 純資産額資本金比率〔純資産額÷資本金×100〕 *	595.2%
(c) 自己資本資本金比率〔自己資本÷資本金×100〕	588.2%
(d) 自己資本比率〔自己資本÷総資本×100〕	22.4%
(e) 修正自己資本比率〔自己資本÷(純資産額+自己資本)×100〕	32.9%
(f) 負債比率〔負債合計額÷純資産額×100〕 *	339.5%
(g) 流動比率〔流動資産額÷流動負債額×100〕	110.1%

* 「純資産額」は、10,248,928千円であります。なお、「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。